

太陽光発電設備を設置されたかたへ

申告対象に該当する場合は償却資産の申告が必要です。

申告対象について

- ◆ 法人及び個人（事業用）が設置した場合、発電出力にかかわらず申告が必要です。
- ◆ 個人が設置した発電出力10kW以上についても事業用資産として申告が必要です。

設置者	10kW以上の太陽光発電設備	10kW未満の太陽光発電設備
個人	【申告対象】 経済産業省の認定を受けた太陽光発電設備を設置して売電される場合、事業用資産となるため、申告対象です。	【申告対象外】 売電するための事業用資産にはなりませんので、申告対象外です。
個人（事業用） 法人	【申告対象】 事業の用に供している資産になりますので、発電出力量にかかわらず償却資産の申告対象です。 ※店舗やアパート等の事業を営むかたが設置した場合もこれにあたります。	

※ リース品等により、リース会社から申告されている場合は申告不要です。

※ ソーラーパネル葺き瓦等の屋根材での設置により、家屋評価されている場合は申告不要です。



申告対象となる資産（例） 〔野立て及び屋根置き型等〕

主な償却資産	耐用年数
外構設備(フェンス塀)	10年
【構築物】	
・ブロック、フェンス、石敷き等	
太陽光発電設備	17年
【機械及び装置】	
・太陽光モジュール（＝パネル）	
・架台 ・接続及び表示ユニット	
・太陽光システム変動設備及び計測設備	
・パワーコンディショナー 等	

償却資産申告の手続きについて

- (1) 毎年12月に申告書一式を所有者のかたへ送付しますので、作成のうえ税務課までご提出ください。
- (2) 申告期限は毎年1月31日（法定申告期限）です。
※土・日曜日、祝日の場合は、翌開庁日が提出期限
- (3) 不明な点がございましたらお問合せください。

【問合せ及び提出先】

〒374-8501

館林市城町1番1号

館林市役所 税務課資産税係

電話 0276-72-411